

政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					3.1E+3	1.2E+3	4,242.5	4,242.5
12	千葉県					5.3E+0	1.0E-1	5.4	5.4
13	東京都								
14	神奈川県					1.3E+4	1.3E+0	13,001.3	13,001.3
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県					3.4E+2		340.0	340.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県					4.0E+0	3.5E+1	39.0	39.0
25	滋賀県					1.0E+2	7.2E+2	822.9	822.9
26	京都府								
27	大阪府		2.3E+1		23.0	2.2E+1	1.0E+3	1,024.8	1,047.8
28	兵庫県					1.4E+0	1.2E+1	13.4	13.4
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県		2.0E-1		0.2		4.1E+1	41.0	41.2
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国			2.3E+1		23.2	1.7E+4	3.0E+3	19,530.3	19,553.5

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。